

裁判所における本人サポート態勢について

令和8年5月

概要

本人サポートとは、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるようにするための必要な支援をいう。

士業者については電子申立て、提出が義務づけられているところ（民訴規則52条の11第1項）、一般の方についても、システムの利用が困難な事情があるときを除き、電子申立てをするものとされている（民訴規則52条の12第1項、2項）。また、改正法に関し、衆参両法務委員会における附帯決議において、本人サポートについて格段の配慮をすべきことが求められている。



以下のとおり、裁判所においても、電子提出等を可能とすることを含む本人サポートのために必要な環境の構築を行う。

本人のニーズ・困難事情

必要な機器がない

アカウントの作成ができない

電子申立て等ができない

システム送達等に対応できない

機器等の整備

裁判所におけるサポート例

機器等の整備

パソコン

- 全ての裁判所に、一般の方が事件記録を閲覧したり、電子申立てや法廷等で利用したりすることができる貸出用のパソコンを整備
 - ※ 上記のパソコンについてOfficeアプリ（Word、Excel、Power Pointなど）は利用できない
 - ※ 庁の規模によって整備台数が異なる
 - ※ パソコン内に保存したデータがある場合は、シャットダウン等の際にデータを消去される仕様

courts Wi-Fi

- courts Wi-Fi（裁判所が来庁者等のために提供する無線LANによるインターネット接続サービス）を整備。同ネットワークを利用して、来庁者等が持参したパソコンや裁判所から貸し出しを受けたパソコンで裁判所のシステムにアクセスし、事件記録の閲覧が可能
- courts Wi-Fiは、利用目的に必要な範囲でセキュリティ対策がとられており、接続できるウェブサイトには制限がある

スキャナ

- 地方裁判所本庁に併設されている簡易裁判所のほか、一部の地方裁判所支部に併設されている簡易裁判所及び独立簡易裁判所に整備。書面を機器に通してスキャンし、PDFデータをパソコンに保存できる。なお、画像を読み取るにはステープラを外す必要がある

裁判所におけるサポート例

アカウント登録

オンラインツールを有する者に対する、

- 操作方法等に関する説明用ツール(動画)へ案内
- 必要に応じて個別の説明

電子申立て等

- パソコンを利用してmintsの申立てフォームの入力、電子申立て等が可能
※ 整備台数の関係で、長時間の占有は不可
- 持参した書面のスキャンのための機器の貸出し
- スキャン、アップロード作業の補助

送達・送付書面の受領

- パソコンを利用して送達及び送付を受けた書面等の閲覧(=受領)
※ プリンタの整備はないため印刷は不可

法廷等での当事者貸出し用PCの貸与

- パソコンを利用して、弁論や弁準期日において、システムにアクセスし、訴訟記録を閲覧したり、Teamsウェブ会議に参加

近傍裁判所での共助

- 近傍裁判所に出張した当事者について、パソコンを貸与した共助を実施

訴訟記録の閲覧・複写等

- パソコンを利用して閲覧
- 持参したUSB等をパソコンに接続して、データのダウンロード(複写)

その他のサポート

制度の周知等

- 裁判所ウェブサイトにおいて、改正民訴法の内容や実際に手続を行うに当たって参考となる資料・書式など、当事者本人がデジタルで手続を行うに当たって有用な情報を掲載して周知を実施
- システムの操作方法等について説明動画等を作成し公開

他の関係機関との連携

- 弁護士会及び司法書士会が作成した本人サポート対応事務所のリストについて、窓口に備え付けておき、必要に応じて案内する